

一般社団法人C D X協議会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人CDX協議会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、地方公共団体、民間企業、市民等の多様な主体が連携し、デジタル技術を活用した持続可能な地域社会（スマートシティ）の実現及びデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. デジタル技術を活用した地域課題解決に関する調査、研究及び情報の提供
2. スマートシティ及び地域DXに関するプラットフォームの構築、運営及び提供
3. 自治体DX推進に係る人材育成、研修及び教育事業
4. デジタル技術導入に関するコンサルティング及びアドバイザー業務
5. 国内外の関係機関、団体等との交流及び連携
6. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員種別は、幹事会員、正会員、一般会員、学会会員、賛助会員及び自治体会員とし、幹事会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下

「一般法人法」という。)上の社員とする。

- ② 会員に関する必要な事項は、社員総会において別に定める。

(入 会)

第6条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。本条の会費は、一般法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第8条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第9条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
 - 2 死亡
 - 3 総社員の同意
 - 4 除名
- ② 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招 集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の資格)

第17条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 当法人に理事が2人以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第23条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第24条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第25条 この定款に定めのない事項については、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。